

障がい者虐待防止推進部会運営要綱

令和八年三月二十四日部会長決定

(趣旨)

第一条 この要綱は、大阪府障がい者自立支援協議会運営要綱第七条の規定に基づき、障がい者虐待防止推進部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(職務)

第二条 部会は、大阪府障がい者自立支援協議会運営要綱第二条に掲げる当該担当事項について調査審議し、意見を述べるとともに、その施策を実施するために必要な関係機関等の相互の連絡調整に関する事務を行うものとする。

(組織)

第三条 部会（専門委員会を除く）を組織する委員等（以下「部会委員」という。）は16人以内とする。

2 部会委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第四条 部会長は、会務を総理する。

2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 第三条で選任された部会委員に事故があるときは、その職務を代理する者が議事に参与することができる。

4 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第六条 部会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 前項に基づき、部会に次の表に掲げる専門委員会を設置し、事務を担当する。

専門委員会名	障がい児者虐待防止支援専門委員会
担任する事務：次に掲げる事項を調査審議する。	
(1) 障がい児者入所施設におけるサービスの提供状況の評価及び評価内容に応じた支援策の提案に関すること	

(2) 虐待事例等の収集・分析・検証に関すること
(3) 虐待防止のためのマニュアル等の検討・作成に関すること
(4) 障がい児者虐待防止施策に係る提言に関すること
(5) その他障がい児者虐待の防止のために必要な事項

- 3 専門委員会に属する委員等は、部会長が指名する。
- 4 専門委員会に専門委員会長を置き、専門委員会の意見を聞いたうえで、部会長が指名する委員等がこれに当たる。
- 5 専門委員会長は、専門委員会の会務を掌理する。
- 6 前条の規定にかかわらず、部会は、部会長の同意を得て、専門委員会の決議をもって部会の決議とすることができる。
- 7 専門委員会は原則として非公開とする。

(守秘義務)

第七条 部会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(会議録)

第八条 部会長は、会議録を調製し、会議の日時及び場所、出席部会委員の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(会議の公開)

第九条 部会は、会議の公開に関する指針（昭和六十年十一月二十六日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、公開することにより、公平かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定による会議の非公開の決定は、部会長が部会に諮って行うものとする。

(意見の聴取等)

第十条 部会は、その審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第十一条 部会の庶務は、福祉部障がい福祉室において行う。

(委任)

第十二条 この要綱に定めるもののほか、部会又は専門委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ部会長又は専門委員会長が定める。

附 則 この要綱は、平成24年12月3日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年2月10日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月7日から施行する。

附 則 この要綱は、令和8年3月24日から施行する。